

第3次富田林市男女共同参画計画(素案)に対する パブリックコメントの実施結果について

1.パブリックコメント実施状況

- (1) コメントの募集期間 平成29年2月1日(水)～25日(土)
- (2) コメントの提出件数 16件/7通 (提出方法: 郵送1通、ファクス5通、メール1通)
- ※うち、公表しない意見(計画等の案の内容と直接関係のない意見等や賛否のみを表明したもの) 1件
- (3) コメントを基に修正した箇所 6箇所

2.パブリックコメントの内容

(ご意見のうち、パブリックコメントの対象となる案件のみ見解を示させていただきます。)

No.	頁	対象項目	コメントの概要	市の考え方
1		全体	<p>・全体を通して、「女性の貧困」の把握が足りないのではないかと。 働き方、働かせ方については圧倒的に非正規雇用が多く、辞める理由も自己責任として扱われ、実家の経済に余裕があれば「家事手伝い」として「貧困」から見えなくなってしまう。 女性の「生きづらさ」と「働きづらさ」は自己責任ではない。病気になるまで頑張らなくても「自立できる」社会を目指したい。</p>	<p>女性の貧困の大きな原因としては、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、生活上の困難に陥りやすい状況があることから、性別役割分担意識を基礎とした、女性が能力を發揮しにくい日本の就業構造に問題があると認識しており、その対策として、本計画全体にわたる視点として「固定的な性別役割分担意識の解消」と、「重点課題1 女性の活躍に向けた環境づくりの推進」に長時間労働の見直しや多様な働き方の普及啓発等による、男性も女性もが働きやすい環境づくりの推進等を位置づけています。 ご意見の趣旨を踏まえて、今後の施策展開につなげていきたいと考えます。</p>
2	2	<p>第1章 2策定の背景 (1) 男女共同参画を取り巻く社会潮流 ①</p>	<p>・「…経済を力強い成長軌道に乗せていくため女性の活躍の重要性が増しています。」ではない。 「女性を1人の人間として、その能力・資質を開発・発展させることこそが求められています。」ではないのか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、P.2の①2行目以降を下記のとおり修正します。 ●…さまざまな課題が生じています。一方、長引くデフレにより経済成長が実現できていませんでしたが、企業収益は回復傾向にあることから、今後ますます、人材の育成、活用が重要であり、女性が持つ能力の開発と、それを發揮できる環境整備の必要性が増しています。</p>
3	11 12	<p>第2章 1-(4) 生活支援や健康づくりの状況 図表10 図表11</p>	<p>・子宮がんや乳がんの検診率が低いと思う。勤務先での健康診断を受けている人はこの中に入っていないのですか？実際に全市民のどれだけの人が受けているのか知りたいし、検査をうけてもらうよう何かできないでしょうか？</p>	<p>受診率については、市が実施するがん検診の受診者数で、勤務先等ではがん検診を受けた人数は含まれておりません。 P.11図表10、P.12図表11に下記のように受診率についての説明文を追加します。 ●※受診率は、市が実施する検診の受診者数</p> <p>がん検診受診率算定法については、国においても議論されているところです。 また、受診率の向上にむけては、ポスターによる検診の周知や無料クーポンの配布、受診しやすい日程設定への変更などを行っているところですが、ご意見の趣旨を踏まえて、今後の施策展開につなげていきたいと考えます。</p>

4	12	第2章 1- (5) 配偶者等に対する暴力の状況 図表12	<p>・DVなど、どんなことでもどこに相談していいのかわからない人が多いと思います。保健所などがその役割だと思うが、保健所が何をしてるかわからない人が多いと思う。</p>	<p>P. 49～51「重点目標1 女性に対するあらゆる暴力の根絶」に、DV相談窓口の周知を含めた情報提供について記載しておりますが、今後の施策展開の参考にさせていただきます。</p> <p>保健所については、こころの健康相談等を行っておられますが、DVに関する主な相談先としては配偶者暴力支援センター（府富田林子ども家庭センター）や警察、市等になります。</p>
5	35	第4章 重点目標1 主要施策1 施策① 「取り組み」	<p>・「・職場等で、マタニティ・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどハラスメントを受けた場合、人権相談・女性相談・労働相談等、市が開設している相談窓口の充実と周知をはかります。」 上記の文章を項を上げて、記入して頂ければと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、P. 35の施策①を下記のとおり修正します。</p> <p>●事業所や労働者に向けて、関係法令及び相談窓口等の周知や利用促進を図るとともに…</p>
6	37	第4章 重点目標1 主要施策2	<p>・もう、行われているかもしれませんが子育て支援において、男女で子育てできるよう父親の講座を開いて、だれもが一度は受講するようになればいいと思う。</p>	<p>保健センターでプレ☆ママパパ教室（両親教室）や公民館等で男性の家庭生活への参画を目的とした講座などを行っておりますが、ご意見の趣旨を踏まえて、今後の施策展開につなげていきたいと考えます。</p>
7	37 38	第4章 重点目標1 主要施策2	<p>・貧困から派生する種々の問題が生活の全てに影響していきます。それが次の世代へと連鎖していきます。まずは安心して子育てできる富田林になるように保育所、幼稚園への施策をお願いします。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、今後の施策展開につなげていきたいと考えます。</p>
8	38	第4章 重点目標3	<p>高齢者とその家族、介護者の生きにくく不安な生活を支えることができ、生きがいをもてるような配慮をお願いします。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、今後の施策展開につなげていきたいと考えます。</p>
9	38	第4章 重点目標3 主要施策3 「方向性」	<p>・「介護の負担は依然として女性が担うことが多く～」の文章ですが、現実はこの状況がありますが、男性も介護を担う様に、上から4行目の「結びつけることができる体制を整備するとともに※企業での介護休暇取得促進など男性の介護への参加保障を含め※」という文章を挿入して頂きたいと思っております。</p> <p>女性の介護負担をなくす為にも、男性の介護負担が必要となってきます。男女関係なく介護できやすい環境をつくり出す為にも※～※の文章を挿入してください。</p>	<p>介護休業等の取得を進めるためにも、関係法令の周知や、働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家庭生活への参画等に関する理解が進むことが重要であると考えており、主要施策1を位置づけております。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえて、P. 38の方向性を下記のとおり修正します。</p> <p>●…体制を整備するとともに、担い手の裾野を広げることや、介護と仕事を両立しやすい環境づくりを進めること等によって、高齢者…</p>

10	47 48	第4章 重点目標3 主要施策9 「方向性」 施策⑱ 「取り組み」	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国にルーツを持つこと、同和問題」となっていますが、何故部落出身の女性と書かないのでしょうか？2016年12月9日に「部落差別解消推進法」の法律が承認されて、国が「部落差別はある」という事を認めているのに、どうしていつまでも「同和問題なのか」、行政の立場では部落差別を受けている女性の立場になって支援するという意味でも、同和問題というのはおかしいです。府・国がまだ同和問題と書いているからではなく、市としても「部落差別解消推進法」が法律になったので、「部落出身の女性」と書くという事が大事だと思います。 	<p>「部落差別の解消の推進に関する法律」の目的を踏まえて、P. 47、P. 48を下記のとおり修正します。</p> <p>●…外国にルーツを持つこと、アイヌの人々であること、部落差別等で、複合的に…</p>
11	46	第4章 重点目標3 主要施策8	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命を延ばし、重症化予防、要介護の減少のため、健康の基本として、非喫煙者を受動喫煙の危害から守る課題の重点施策をお願いします。 	<p>たばこ対策については「健康とんだばやし21（第二次）及び食育推進計画」において、「健康づくりのための8つの柱」の1つとして取り組んでいるところです。本計画においては、今後の施策展開の中でご意見を参考にさせていただきます。</p>
12	49 ～ 51	第4章 重点目標3 主要施策9	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力の加害者の多くが顔見知りと聞きます。地位や関係性を利用した性加害に抵抗することは難しく、公にならない事の方が多く、毎日に生活の中で言えず、一人苦しんでいる人がいる事を考慮して対策をしてください。 	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、今後の施策展開につなげていきたいと考えます。</p>
13	52	第4章 重点目標5	<ul style="list-style-type: none"> ・やはり、教育は必要。学校に行っている時は大人の社会より男女平等になっていると思うが、地域、職場、家庭においては現実、そうはなっていないことが多いのではないかと。広報に随時、載せたり、ポスターで啓発して目につく啓発活動をしてほしい。 	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、今後の施策展開につなげていきたいと考えます。</p>
14 15		全体 参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法24条に記してある家族生活における個人の尊厳と両性の平等についても、取り組んでください。 ・資料に憲法第24条をつけてほしい。 	<p>憲法第13条に平等原則の前提となる「個人の尊重」、第14条第1項に「法の下での平等」、第24条に「家族関係における個人の尊厳と両性の平等」がうたわれ、男女平等の実現に向けて、女子差別撤廃条約批准など、さまざまな取り組みが行われてきましたが、現実の社会において一層の努力が必要とされたことから、男女共同参画社会基本法が制定されたものと考えており、本計画は同法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」として位置づけています。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえて、参考資料に憲法の抜粋を掲載いたします。</p>